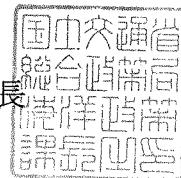




国総海第76号
平成30年2月15日

(一社) 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

標記について、今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年2月15日国土交通省令8号）が公布され、平成30年3月1日（一部については公布の日）より施行されることとなった。

については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正に關し、別添事項につき御了知の上、法令の適切かつ円滑な運用が図られるよう、貴会員への周知に努める等御協力願いたい。



平成 30 年 2 月
国 土 交 通 省
総合政策局 海洋政策課

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

固体ばら積み貨物の荷揚げ後に貨物艙に残留する「貨物残渣」については、MARPOL 条約附属書V（以下「附属書V」という。）に基づき「海洋環境に有害」（Harmful to the Marine Environment : HME）と認められる場合には、海洋への排出が禁止され、我が国においても海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び関係政省令において国内担保されている。（改正省令は、平成 25 年 1 月 1 日施行。）

附属書Vには、「海洋環境に有害な物質を含む貨物残渣は海洋に排出してはならない」とだけ規定され、具体的な HME の判定基準（7 項目）や、後述する荷送人から船長への情報提供の仕組み等の詳細部分については、「附属書V実施ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」で定められたところ、平成 25 年の省令改正当時、事業者への負担（判断基準のうち 4 項目が簡便な試験方法では判定できず最新の科学的知見を踏まえた信頼できる情報を可能な限り収集し専門家の判断を仰ぐ必要がある等）やガイドラインが非強制であること等を考慮し、ガイドラインを部分的に取り入れる省令改正を行っている。

平成 28 年 10 月に開催された第 70 回海洋環境保護委員会（MEPC 70）において、ガイドラインのうち「貨物残渣に係る HME の判断基準」及び「貨物が HME に該当するかどうかの情報を船長に提供することの荷送人への義務付け」を附属書Vに直接規定する（すなわち、ガイドラインからの移し替え）とともに、船舶に備え置くことが義務付けられた廃棄物記録簿の様式を改正する附属書Vの改正案が採択され、本年 3 月 1 日に発効予定。これに併せて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）を改正し、これらについて国内法取り入れを図る必要がある。

また、昨年 10 月に開催された第 23 回化学物質の安全/環境汚染危険性の査定に係る作業部会（ESPH 23）における定例の化学物質の分類・査定作業において、MARPOL 条約附属書 I の「油」と同条約附属書 II の「有害液体物質」の分類の見直しが行われたことに伴い、これについて施行規則上で反映する必要がある。

2. 具体的な改正内容

（1）HME の判断基準

HME の判断基準は、「国連化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」（UN-GHS）に基づき定められた 6 つ（以下の①～⑥。我が国では JIS 規格に取り入れ済み。）とプラスチック（以下の⑦）の 7 つであり、このうち平成 25 年に取り入れなかった③～⑥について、第 12 条の 3 の 2 の 10 に追加する。

- ① 水生環境有害性の急性毒性
- ② 水生環境有害性の慢性毒性

- ③ 発がん性
- ④ 生殖細胞変異原性
- ⑤ 生殖毒性
- ⑥ 反復暴露特定標的臓器毒性
- ⑦ 合成高分子（プラスチック）

（2）船長への情報提供

施行規則第12条の3の2の11を新設し、荷送人にその貨物がHMEに該当するか否かについての情報を船長に提供することを要求する。

（3）廃棄物記録簿の様式の改正

施行規則第1号の5様式（船舶発生廃棄物記録簿）の様式を改正する。

（4）油の定義の見直し

施行規則第2条の2を改正し、海防法上の「油」から除外する油性混合物の範囲を拡大する。

3. スケジュール

公 布：平成30年2月15日

施 行：2.（1）～（3）の改正事項 平成30年3月1日

2.（4）の改正事項 公布の日